

平成30年8月22日

富士見市議会議長 尾崎孝好様

議会運営委員会
委員長 関野 兼太郎

所管事務調査（行政視察）報告書

本委員会は、所管事務調査として先進地の視察を行い、調査を終了したので富士見市議会会議規則第109条の規定により報告します。

記

- 1 実施期間 平成30年8月2日（木）
- 2 視察地及び調査事項 千葉県流山市議会 「議会運営について」
- 3 出席委員
委員長 関野 兼太郎 副委員長 勝山 祥
委員 田中 栄志 委員 加賀 奈々恵
委員 深瀬 優子 委員 川畑 勝弘

議長 尾崎 孝好 副議長 八子 朋弘
委員外議員 根岸 操
- 4 随員職員 議会事務局次長 桜井 勤

5 千葉県流山市議会 議会運営について

<市の概要>

【面積】 35.32平方キロメートル

【人口】 188,040人（平成30年6月1日現在）

【予算】 554億8,500万円（平成30年度一般会計予算）

【地域性と歴史】

流山市は、千葉県北西部の東葛地域に位置している。人口は約18万人で千葉県内では八千代市に次いで8番目。

現在は住宅都市となっているが、かつては江戸川や利根運河を利用した水運で栄え、明治期には葛飾県庁が置かれていた。1956年に松ヶ丘、57年に江戸川台の団地造成を中心に住宅開発が行われ、市内各所が住宅地となる。

1970年代までに流鉄流山線、東武アーバンパークライン（野田線）、JR武蔵野線が市内に通るものの、それぞれが市内で接続せず、地域ごとの繋がりが薄い市となっていたが、2005年のつくばエクスプレス開通により、それらの地域が結ばれ、現在は流山おおたかの森駅を市の新拠点として整備している。

〔将来都市像〕

『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』と定められている。

(1) 調査事項の概要・経過・特徴等について、(2) 具体的対応策・取組状況について

① ICTの取り組みについて

ICT活用までの経緯

平成18年9月	インターネット中継（本会議場）実施
平成21年4月	議会基本条例を施行
平成21年11月	議会報告会が始まる（現在まで16回開催）
平成22年	全国初のユーストリームによる委員会中継
平成22年9月	スマートフォンによる投票を実施 →結果、マニフェスト大賞最優秀成果賞を受賞
平成23年3月	議会ICT推進基本計画が始まる
平成23年11月	議場へのプロジェクタースクリーン開始
平成26年	SNS（ツイッター、フェイスブック）による議会情報の発信開始（議会事務局の庶務係が担当）
平成27年1月	タブレットによる電子採決開始
平成28年	ユーチューブによる委員会中継

○本会議、委員会におけるICTの活用状況

本会議の中継は平成18年よりASP方式（業者に委託する方式）により実施。委員会の中継は平成22年よりユーストリームにより実施していたが、予算の都合などが考慮され、平成28年からはユーチューブに変更となっている。

本会議において、タブレット類の持ち込みは禁止。議場に設置してあるタブレット型端末は、投票行為のみが行えるように設置されている。

本会議、委員会における議案などの資料については、依然「紙」での配布としているようである。

○議場でのプロジェクターの活用状況

平成23年よりプロジェクターを導入。一般質問で議員が使用するほか、執行部が委員会（協議会）の中でも使用する。議場では、議席と執行部席の中間部に設置されている。議会提要には「質問補助資料取り扱い要領」を設けて、プロジェクターを使用する際のルールを決めている。著作権や個人の肖像権などに違反したものは使わないこと。また、プロジェクターを使用する際には議事録に分かりやすく残すため、「あれ」や「これ」などの指示語は使わないようにするなどのルールがある。枚数も10枚まで、5メガビットまでと決めている。一般質問で画像を使用する際は、事務局に一般質問前日の8時半までに提出する決まりになっている。提出された画像を受けて、事務局は著作権や個人の肖像権などに違反したものがないかチェックする。一般質問の際、プロジェクターの操作は、議員自らが行うか、若しくは、議員と同じ会派の議員が手伝うこととしている。

○議員活動としての活用状況

議場に設置してあるタブレットの持ち出しについて、委員会などでは委員長の許可が必要。議会報告会に持ち出して議会外で使用する議員もいる。

②議会日程の作成について

○開会から閉会までの日程

1年間の予定が入った日程表は存在するが、あくまで内部のもの。公式には定例会の最終日に次の定例会の最終日が決まる。しかし、正式な日程は開会日2日前の議会運営委員会で決定する。

○陳情・請願の審査順等

各常任委員会の委員長が審査順の決裁権を持つ。市外の人でも、直接、陳情・請願を持参した場合には、市民と同等の扱いをしている。しかし、郵送の場合は、参考配付という形で、全員協議会のときに議員に配布するのみで審議はしない。市行政に直接関与しないものについても、執行部に同席してもらい、意見などを聞くこ

とにしている。

○質疑及び質問

代表質問は行っておらず、個人の一般質問のみ。

○市政一般質問の通告方法

通告書の雛形にしたがって、文書で通告。同一会派内で同じ質問にならないような形で調整をしている。一般質問の通告の受付は2日間設けているが、基本的に初日に提出してもらうようにしている。質問順は、議員間の話し合いで調整している。

③傍聴席における車椅子利用者の対応について

○議場への設置状況

本会議場の傍聴席は、一般席が45席、報道関係者席が7席、車椅子席が2席設置してある（議場建設当初から現在の状況で設置）。

○年間を通じての利用状況

車椅子の利用者は年間を通じて殆ど無いが、足の不自由な方が車椅子用スロープを使って傍聴席に入っている。

(3) 効果・課題・問題・反省点について

議場でのプロジェクター設置による効果は、特に道路など市民生活に密着したテーマの一般質問が傍聴者にも分かりやすくなったという点である。また、議場だけでなく委員会室のインターネット中継は市民に開かれた議会という点で評価できる。

(4) まとめ（指摘事項、本市における具体的活用方策、提案等）

流山市議会では、委員会をユーチューブによって中継していることや、議場におけるプロジェクターの利用など、なるべく予算をかけないで情報公開しようとしている姿勢が見受けられた。

このことは、本市においても目指すべきことであるが、より開かれた議会としていくために、多様なツールをどのように活用していくかについて、今後検討を重ねていきたい。また、車椅子利用者の利便性についても、その状況を見極め、バリアフリーとしての環境を積極的に整えることも、今後の研究としたい。